

毎週火・金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- 私立各種学校の設置認可
- 市町の境界変更
- 所属未定地の編入
- 字の名称変更
- 字の区域設定
- 県税外入金徴収吏員証及び県税外入金滞納者財産差押証票の失効
- 県税外入金徴収吏員証及び県税外入金滞納者財産差押証票の交付
- 肥料の登録
- 肥料登録の有効期間の更新
- 種畜証明書の書換交付
- 種畜証明書の返納
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 保安林の指定解除
- 保安林の指定解除予定
- 国民健康保険条例の制定認可

告示

- 国民健康保険条例の一部改正の認可
- 国民健康保険条例の全部改正の認可
- 土地の公用廃止
- 鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理の承継
- 鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理の承継終了
- 教委告示 定例教育委員会の招集
- 公告 准看護婦試験合格者氏名
- 正誤 昭和三十三年四月一日付（号外）鳥取県条例第十九号中訂正

鳥取県告示第三百三十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条において準用する同法第四条の規定により、私立各種学校の設置を次のように認可した。

昭和三十三年四月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百三十八号

次の証票を昭和三十三年三月十日亡失した旨届出があつたので事故発生日以降これを無効とする。

昭和三十三年四月八日

証票種別	番号	交付年月日	紛失した年月日	所屬	職	氏名
県税外收入金徴収吏員証	一一八	昭和二十七年十二月二十七日	昭和三十三年三月十日	鳥取県立養老院	事務吏員	牧田 詔
県税外收入金滞納者財産差押証票	"	"	"	"	"	"

鳥取県告示第百三十九号

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年二月鳥取県規則第百三十九号）第十三条の規定による県税外收入金徴収吏員証並びに県税外收入金滞納者財産差押を行う者の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和三十三年四月八日

証票種別	番号	交付年月日	所屬	職	氏名
県税外收入金徴収吏員証	一七〇	昭和三十三年四月一日	中部福祉事務所	事務吏員	牧田 詔
県税外收入金滞納者財産差押証票	"	"	"	"	"

鳥取県告示第百四十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十三年四月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者
鳥取県第二六七	丸妻桑尿素一号	窒素全量 一〇・三〇 りん酸全量 八・〇〇 内アンモニウム性窒素 一・一〇 内りん酸全量 八・〇〇 内水溶性りん酸 一・七五 内水溶性加里 九・八五	東伯郡由良町一、一四 由良農業協同組合 六の一 組合長 正人 斉尾

鳥取県告示第百四十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条の規定により登録の有効期間を更新した肥料は次のとおりである。

昭和三十三年四月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号

肥料の名称

保証成分量(パーセント)
窒素全量 りん酸全量 加里全量

生産業者の住所氏名

鳥取県第二一九号 五、五菜種油かす

五・五 二・〇 一・〇

東伯郡大栄町亀谷二九四 河本清一郎

鳥取県告示第四百二十二号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付をした。

昭和三十三年四月八日

鳥取県知事 遠藤

藤

茂

種畜証明書番号 名号

品種

飼養者住所氏名

新飼養者住所氏名

昭三二鳥地第二二号

花塚

黒毛和種

鳥取県東伯郡東郷町

高塚憲次郎 鳥取県東伯郡三朝町 川北 庄一

二三

入徳

三朝町

野見 邦一

関金町

河本 積

二四

花山

西伯郡中山町

金平 繁信

西伯郡中山町

金平 寿明

鳥取県告示第四百十三号

次の種畜は廃用された。

昭和三十三年四月八日

鳥取県知事 遠藤

藤

茂

種畜証明書番号 名号

品種

飼養者住所氏名

昭三二鳥取一

入川

黒毛

鳥取県東伯郡三朝町

川北 貞市

第四四号

和種

鳥取県東伯郡三朝町

川北 貞市

五七

花東

東伯郡

千草久太郎

六〇

天山

西伯郡中山町

金平 繁信

鳥取県告示第四百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十三年四月八日

鳥取県知事 遠藤

茂

江北土地改良区

監事 上岡 房治 東伯郡北条町大字江北

上北条土地改良区

理事 山本 春信 倉吉市小田

池田 善一 穴窪

船越 一正 小田

西谷 重幸 古川沢

徳田 万寿男

西谷 義晴

徳田 貞芳

木天 泰治 下古川

就任した役員の名及び住所

上北条土地改良区

理事 船越 一正 倉吉市小田

藪本 定好

西谷 義晴 古川沢

徳田 万寿男

徳田 憲太郎 井手畑

徳田 一男

内田 巖 中江

吉田 善太郎

川本 常敏 大塚

生田 重之

池田 滝藏 穴窪

神宮 恒正

生田 義平 大塚

東 春藏 中江

綾女 正雄 下古川

山本 隆義 小田

宮市土地改良区	理事	河上	末次	富富	伸三	後	生田	東春	綾女	山本	池田	福田	生田	生田	吉田	大村	松本	足羽	徳田	木天
	覚	覚	薫	薫	三		平	藏	正雄	隆義	善一	干賀春	尙夫	重之	善太郎	昇	茂好	幸人	貞芳	泰治
	日野郡江府町大字宮市																			
							大塚	中江	下古川	小田		穴窪		大塚		中江		井手畑		下古川

長岡景寿
末次清治
原田良雄
末次一博
河上貞雄
監事
河上貞雄

鳥取県告示第百四十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条
及び森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）
第二条の規定により次の保安林の指定を解除した。

昭和三十三年四月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

市郡	町村	大字	字	地番	台帳 見込又 は実測	台帳 見込又 は実測	指定の目的 解除の理由	申請者
----	----	----	---	----	------------------	------------------	----------------	-----

気高	青谷	長和瀬	宮島	九一七ノ二	町 〇、〇二四	町 〇、〇二四	魚つきのため 公益上の理由	気高郡青谷町 高浜賢太郎
〃	〃	〃	〃	九一八ノ五	町 〇、〇一三	町 〇、〇一三	〃	〃
〃	〃	〃	〃	九一八ノ六	町 〇、〇〇〇	町 〇、〇〇〇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	九一九ノ四	町 〇、〇四二	町 〇、〇四二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	九二一ノ三	町 〇、〇一〇	町 〇、〇一〇	公益上の理由	中田菊次郎 青谷町長
〃	〃	〃	〃	九二一ノ四	町 〇、〇一〇	町 〇、〇一〇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	九二二ノ五	町 〇、〇一〇	町 〇、〇一〇	魚つきのため 公益上の理由	中田菊次郎 宮脇鶴吉
〃	〃	〃	〃	九二四ノ四	町 〇、〇二四	町 〇、〇二四	〃	〃
岩美	国府	中河原	坂ノ上	三九五	町 〇、〇二四	町 〇、〇二四	落石防止 公益上の理由	岩美郡国府町 矢芝源一

鳥取県告示第百四十六号
次の土地について農林大臣から保安林指定の解除予定の通知を受けたので森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

第三十条の規定により告示する。
昭和三十三年四月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

市郡一町村	大字	字	一	地番	全	面	積	指定予	定面積	施業要件	指定の目的	申請者住所氏名
八頭郡	郡家	郡家	通り谷東平	七四一ノ三	町	五〇〇〇	一、二、三〇〇	〇、五三三	道路敷地とするため	土砂崩壊	八頭郡	郡家町長
"	"	"	"	"	町	七四一ノ四	三、五〇〇	〇、二七二	"	"	"	"
"	"	"	通り谷西平	七四五ノ二	町	二、八五六	三、五〇〇	〇、二一一	"	"	"	"
"	"	"	神馬	七三八	町	三、三〇〇	三、〇〇〇	一、三六八	"	"	"	"

鳥取県告示第四百四十七号

国民健康保険を行う淀江町に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項に基き淀江町国民健康保険条例の制定を昭和三十三年二月二十八日認可した。

昭和三十三年四月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第四百四十八号

国民健康保険を行う高宮村に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き高宮村国民健康保険条例の一部改正を昭和三十三年三月二十五日認可した。

昭和三十三年四月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第四百四十九号

国民健康保険を行う福部村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き福部村国民健康保険条例の全部改正を昭和三十三年三月二十九日認可した。

昭和三十三年四月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第四百五十一号

昭和三十三年三月二十五日建設省鳥計第二十九号で、昭和二十七年五月二日建設省鳥都第十六号をもつて鳥取県に施行を命じた鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理は、昭和三十三年度以降は、鳥取県にかわり鳥取市が施行することを建設大臣から命ぜられた。

昭和三十三年四月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第四百五十号

次の国有土地は、その公用を廃止する。

昭和三十三年四月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

八頭郡若桜町大字若桜字坂ノ下八〇九番地先（堤防）
井手下九二一ノ三番地先（河川敷）

面積 河川敷 三四、八七五平方メートル
堤防敷 二二九、〇〇〇平方メートル
一六三、八七五平方メートル

（関係函面は、土木部管理課に保管）

鳥取県告示第四百五十二号

昭和三十三年三月二十五日建設省鳥計第二十九号で、鳥取県が施行していた鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理を昭和三十三年度以降は鳥取市が鳥取県にかわり施行することを建設大臣から命ぜられ、昭和三十三年四月一日鳥取県は鳥取市に右の引継を完了した。

昭和三十三年四月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

岡本 純恵	若井 綾子	梶原 房枝
川村 京子	横山千賀江	田村 絃子
瀧田 康子	高真巳代子	高垣 政子
中谷 雅江	山本 幸江	山内美智子
山本喜久子	松本 和子	近藤 延子
寺坂美恵子	青柳 幸子	沢 美耶子
沢田 公江	下田 寿子	田村 一子
堀田 千里	浜田 節子	高橋 鶴代
山下やす子	梅津千恵子	松島久佐江
戸田 礼子	藤井 弘子	太田 紀枝
谷口トシ子	倉繁 玲子	吉田 知代
中信 陽子	山本千賀子	村尾 紀子
中村久米子	和田美美子	井上 俊子
千崎 登子	田淵満寿子	高橋 幸子
米村 広子	上田 昭栄	幸田 玲子
三嶋美智子	矢倉 清子	浜田喜久子
小笠原紀子	木村安紀子	河本真智子
高塚由美子	野口千代美	細田 瑞枝

正 誤

香川紀代子	黒見登美子	渡部 照子
中西 久枝	松本 浩子	

昭和三十三年四月一日付(号外)鳥取県条例第十九号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

頁 段 行	誤	正
十七 上 十六	この条例は、昭和三十三年四月一日から施行する。	この条例は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年四月八日

鳥取県教育委員会委員長 米原 稜

- 一 日時 昭和三十三年四月九日 午前十一時
- 一 場所 鳥取県教育委員会 会議室
- 一 議題
 - 1 県立高等学校設置についての告示に関する件
 - 2 鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則に関する件
 - 3 定例報告
 - 4 その他

公 告

昭和三十三年三月施行の准看護婦試験に合格した者は次のとおりである。

木村富美子	深田 清子	黒石 英子
東 春子	石橋 紀子	長川 文子
山本志保子	広川 峯子	河田 昭枝
富永 博子	宝石 倫子	松本 顥子
田中美智子	長谷川清子	中西 孝子
稲田 博子	松田 享子	長谷川貞子
足立ヤス子	稲葉クミ子	長谷川曉美
防護 淑子	福田 孝子	森部 淳子
石本 嘉子	伊藤 恵子	稲田 勝江
重親 照子	坂本 幸江	清水 敏子
杉本 昌子	瀬川 緑	坪倉 紀子
土井 幸子	土居 京香	戸田 久代
中道 明子	原田 恵子	福山 岑子
堀尾 寿子	蓑原 操	山田 温美
石田 景子	岩本 共子	小椋 惇子
橋本 政子	馬場 幸恵	西尾 君子

昭和三十三年四月八日

鳥取県知事 遠 藤

茂